

神奈川県新生児聴覚検査機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新生児聴覚検査の体制を整備するため、診療所又は助産所による新規整備又は更新に係る聴性脳幹反応検査機器及び自動聴性脳幹反応検査機器（以下「ABR機器・自動ABR機器」という。）の購入経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 医療法人等

医療法人、地方独立行政法人、社会福祉法人、市町村その他知事が適当と認める者

(2) 診療所又は助産所

ア 診療所

神奈川県内に開設された医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所であつて産科及び産婦人科を標榜する施設

イ 助産所

神奈川県内に開設された同法第2条第1項に規定する助産所

(3) 新規整備又は更新

ア 新規整備

ABR機器・自動ABR機器を所有していない場合（同機器をリース契約等により使用している場合も含む）の購入、又は耳音響放射検査装置(OAE機器)からの買換え、その他知事が新規整備に該当すると認める場合

イ 更新

ABR機器・自動ABR機器の故障、又は老朽化による同機の更新、その他知事が更新に該当すると認める場合

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、別表のとおりとする。

(補助額の算出方法等)

第4条 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から機器購入に係るその他の補助金等の収入額を控除した額とを比較して少ない額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、

これを切り捨てた額)を補助額とする。

(利益等の排除)

第5条 補助事業において、補助対象経費の中に補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係団体(上記イを除く。)

(2) 利益等排除の方法は、次のとおりとする。

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合(上記イを除く。)

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(申請書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式に必要な書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地

方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 補助金の交付決定を受けた後に、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、交付決定を受けた者は、第2号様式に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(暴力団排除)

第7条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
 - 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受

けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

(7) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第9条 前条第1号から第3号までの規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、第3号様式に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載し知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による状況報告は、知事から求めがあった場合ごとに第4号様式により行われなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、第5号様式に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1か月を経過した日（第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は交付決定の日の属する県の会計年度の3月15日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）により、速やかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業

者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業により取得した機器は6年を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助事業により取得、又は効用の増加した財産の処分の制限期間が経過するまで保管しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第16条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 所在地又は法人（団体）名、代表者を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があつたとき。

(書類の経由)

第17条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、補助金の所管課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条・第4条関係）

1 補助事業者	2 対象施設	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
医療法人等	診療所又は 助産所	1 対象施設当 たり2,400千円	ABR機器・自動 ABR機器1台の 購入費用	新規整備 10分の10 更新 3分の2

第1号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人(団体)名

代表者氏名

神奈川県新生児聴覚検査機器購入費補助金交付申請書

標記について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 施設の名称

3 経費所要額調 別紙1-1のとおり

4 事業計画書 別紙1-2のとおり

5 添付書類

(1) 見積書の写し

(2) 歳入歳出予算書の抄本

(3) その他参考となる資料

※ 更新に該当する場合は、当該状況がわかる資料を添付すること

第1号様式附票

役員等氏名一覧表

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H, 令和R)	性別 (男・女)	住所

年 月 日現在

記載された全ての者は、申請者、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

法人（団体）名

代表者氏名

- (注) (1) 補助事業者が個人の場合、申請者について記載
- (2) 補助事業者が法人の場合、代表者及び全ての役員について記載
- (3) 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載

経 費 所 要 額 調

(事業者名)

施設の名称	別表の第3欄に定める基準額 (A) 円	別表の第4欄に定める対象経費の支出予定額 (B) 円	機器購入に係るその他の補助金等の収入額 (C) 円	所要額 (B-C) (D) 円	補助基本額 (AあるいはDのいずれか低い額) (E) 円	別表の第5欄に定める対象経費の補助率 (F) (G) 円	要補助額 (E×F) (G) 円
合 計							0

(作成要領)

1 (A) 欄から (F) 欄は、交付要綱第4条 (補助額の算出方法等) に従い金額を記入し、(G) 欄を算出すること。

事業計画書

1. 施設の名称
2. 施設の所在地
3. 設備整備の内容

品名	製造者名	規格	金額	設置場所	備考
			円		
合計	-	-	0	-	-

第2号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人(団体)名

代表者氏名

神奈川県新生児聴覚検査機器購入費補助金変更交付申請書

標記について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- | | | | |
|---|----------------|-----------|---|
| 1 | 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回増減額 | 金 | 円 |
| 4 | 経費所要額調(変更後) | 別紙2-1のとおり | |
| 5 | 事業計画書(変更後) | 別紙2-2のとおり | |
| 6 | 変更理由 | | |
| 7 | 添付書類 | | |
| | (1) 見積書の写し | | |
| | (2) 歳入歳出予算書の抄本 | | |
| | (3) その他参考となる資料 | | |

経費所要額調 (変更後)

(事業者名)

施設の名称	別表の第3欄に定める基準額 (A) 円	別表の第4欄に定める対象経費の支出予定額 (B) 円	機器購入に係るその他の補助金等の収入額 (C) 円	所要額 (B-C) (D) 円	補助基本額 (AあるいはDのいずれか低い額) (E) 円	別表の第5欄に定める対象経費の補助率 (F) (F)	要補助額 (E×F) (G) 円
合 計							0

(作成要領)

1 (A) 欄から (F) 欄は、交付要綱第4条 (補助額の算出方法等) に従い金額を記入し、(G) 欄を算出すること。

事業計画書 (変更後)

- 1. 施設の名称
- 2. 施設の所在地
- 3. 設備整備の内容

品名	製造者名	規格	金額 円	設置場所	備考
合計	-	-	0	-	-

第3号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人(団体)名

代表者氏名

神奈川県新生児聴覚検査機器購入費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 号をもって交付決定を受けた標記補助金に係る事業を次のとおり変更（中止、廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

第4号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人(団体)名

代表者氏名

神奈川県新生児聴覚検査機器購入費補助金実施状況報告書

年 月 日に依頼のありました標記補助金につきまして、神奈川県新生児聴覚検査機器購入費補助金交付要綱第10条に基づき、年 月 日現在の補助事業の遂行状況について報告します。

- 1 補助事業の執行状況
- 2 補助事業の経費の執行状況
- 3 添付書類 (別に定める様式のとおり)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人(団体)名

代表者氏名

神奈川県新生児聴覚検査機器購入費補助金実績報告書

年 月 日付け 号をもって交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業の事業実績を、次のとおり報告します。

- 1 補助精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書 別紙5-1のとおり
- 3 事業実績報告書 別紙5-2のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 納品書及び支払いが確認できる書類の写し
 - (2) 補助対象機器が確認できる書類(設置箇所の写真等)
 - (3) 歳入歳出決算(見込)書の抄本
 - (4) その他参考となるべき資料

経費所要額精算書

(事業者名)

施設の名称	別表の第3欄 に定める基準 額 (A) 円	別表の第4欄 に定める対象 経費の実支出 額 (B) 円	機器購入に係 るその他の補 助金等の収入 額 (C) 円	所要額 (B-C) (D) 円	補助基本額 (AあるいはD のいずれか低 い額) (E) 円	別表の第5欄 に定める対象 経費の補助率 (F)	交付額 (E×F) (G) 円	交付決定額 (H) 円	補助金 受入済額 (I) 円	差引過 不足額 (G-I) (J) 円
合 計										0

(作成要領)

- 1 (A) 欄から (I) 欄は、交付要綱第4条(補助額の算出方法等)に従い金額を記入し、(J) 欄を算出すること。
- 2 (B) 欄には、対象経費にかかる実支出額を記入すること。

事業実績報告書

1. 施設の名称
2. 施設の所在地
3. 設備整備の内容

品名	製造者名	規格	金額 円	設置場所	備考
合計	-	-	0	-	-

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人(団体)名

代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた標記補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 施設の名称
- 2 事業区分
- 3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）
第 1 5 条の規定による確定額又は事業実績報告額

金 円

- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）

金 円

- 5 添付書類
4 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等